

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和7年7月11日

令和6年度埼玉県消費生活相談年報の公表
ー「定期購入」「点検商法」「美容医療・エステサービス」「サブスクリプション」「暮らしのレスキューサービス」に関する相談の増加ー

埼玉県及び県内市町村では、県民の皆さまから消費生活に関する相談を受け付け、解決のためのアドバイスや事業者とのあっせんを行っています。

このたび、令和6年度に県及び県内市町村で受け付けた消費生活相談の内容をとりまとめた「令和6年度埼玉県消費生活相談年報」を作成しました。

年報と年報の概要版はホームページに掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0304/nenpou/>

● **消費生活相談の件数と特徴****1 相談の受付状況****(1) 相談受付件数**

- ・ 54,289件（対前年度比2,272件、4.4%増）
うち、苦情50,610件（93.2%）、問合せ等3,679件（6.8%）となっています。
（以下、苦情（50,610件）についての集計・分析になります。）

(2) 高齢者及び若者の相談受付件数

- ・ 高齢者（65歳以上）16,935件（対前年度比2,208件、15.0%増）
- ・ 若者（29歳以下）5,927件（対前年度比73件、1.2%増）

2 特徴的な相談**(1) 「インターネット通販での定期購入」に関する相談の増加**

- ・ 4,427件の相談が寄せられました。前年度の3,946件に比べ481件（12.2%）増加しています。

(2) 「点検商法」に関する相談の急増

- ・ 2,665件の相談が寄せられました。前年度の1,119件に比べ1,546件（前年度比2.4倍）増加しています。

(3) 「美容医療・エステサービス」に関する相談の増加

- ・ 1,431件の相談が寄せられました。前年度の1,345件に比べ86件（6.4%）増加しています。

(4) 「サブスクリプション」に関する相談の増加

- ・ 811件の相談が寄せられました。前年度の660件に比べ151件（22.9%）増加しています。

(5) 「暮らしのレスキューサービス」に関する相談の増加

- ・ 698件の相談が寄せられました。前年度の589件に比べ109件（18.5%）増加しています。

● 相談窓口

商品を購入したりサービスを利用しておかしいと感じたり、トラブルが生じてしまった場合には、一人で悩まずに、すぐに最寄りの消費生活相談窓口へ御相談ください。

全国共通の「消費者ホットライン」^{い や や} 1 8 8 番にお電話いただければ、お近くの消費生活センターなどにつながります。

ご相談はこちら

- 消費者ホットライン【全国共通】^{い や や} 1 8 8
地方公共団体が設置している身近の消費生活相談窓口をご案内します。
- 埼玉県消費生活支援センター
(相談時間 午前 9 時～午後 4 時 日曜・祝日休み)
川口：048-261-0999
熊谷：048-524-0999

＜ウェブまたはオンラインによる消費生活相談＞
「埼玉県電子申請・届出サービス」で相談を受け付けます。
当センターHP「県の消費生活相談窓口」（以下リンク）の「ウェブによる相談」または「オンライン（Teams）による相談」から相談フォームへ進むことができます。必要事項を入力の上、送信してください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0304/soudanmadoguti/soudanmadoguti-saitamaken.html>
- 県内各市町村の消費生活相談窓口
(以下リンクから確認できます。)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0304/soudanmadoguti/soudanmadoguti-sityouson.html>